

◆議員年金の復活!?

Vol. 14 平成28年12月号

地方議員の年金を復活させる動きがあります。議員の年金は国会議員の年金と地方議員の年金があり、 公的年金とは別に支給されるなどの厚遇問題等で国会議員年金は 2006 年、地方議員年金は 2011 年 に廃止されました。

しかしながら、本年 7 月開催の都道府県議会議長会において、廃止された地方議員年金に代わる新たな制度として、基礎年金に上乗せの公的年金制度への加入を求める決議がなされ、国や政府与党の国会議員に対し要請が行われました。あわせて市議会議長会や町村議会議長会においても、同様の要望活動が行われています。

兵庫県議会では9月定例会に議員年金の復活を求める意見書が座長案という形で提案されましたが、 維新の会が提出した『地方議会議員の新たな年金制度に反対する意見書』と共に不採択となりました。

ただ、日本維新の会が議席を持たない多くの地方議会では採択される所も多く、今後法案化される 事も予想されます。地方議会への不信感が払拭出来ていない状態で、非正規労働者の年金制度に不安 が残る中、優先的に議員の年金制度を復活させる動きには反対していきます。

◆議員のボーナスがまた上がりました

兵庫県議会では 12 月の定例会にて議員の期末手当(ボーナス)を上げる条例が可決されました。 12 月 15 日に可決され、数日の内に 12 万 7600 円が振り込まれます。 10 日にボーナス、16 日に報酬が振り込まれたのとは別の臨時収入となります。

維新の会はこの議案に反対をしました。県の財政状況が悪い中、行革も道半ばで多くの負担を県民 にお願いしている状態では到底理解は得られないというのが反対の理由です。

本来頂くべきでは無い臨時収入は兵庫県へお返しするのが筋ですが、公職選挙法の寄付の禁止に該当しますので、東北か熊本・大分で生活再建が進んでいない自治体へ寄付させて頂く事になると思います。寄付先については HP にて報告させて頂きますのでご覧ください。